

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、授業料無償となる年収590万円未満の世帯でも年間最大約24万円の学費負担となっている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費負担が年間約47万円とさらに重くなる。公立高校では入学金5,650円の負担にとどまるため、この世帯では学費の格差が最も広がっている。

また、学校教育現場では教員の長時間勤務が社会問題となり、教員のなり手不足や教員未配置問題も深刻となっている。とりわけ県内私立高校においては公立高校との比較において専任教員が不足している状況である。昨年度の全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約74%に対して私立高校は約59%となっており、専任教員の少なさはこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

よって、国においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満の世帯の授業料を無償にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

新潟県佐渡市議会議員 金 田 淳 一